

# 比丘尼教団の成立に就いて

筒 井 妙 清

—

二十世紀後半のこの時期に、現在の尼僧を見る時、丈なす黒髪を断ち切って墨染の法衣を身に纏い、仏道修行にいとむ其の姿は、実に尊く燦爛たる地上の輝でなければならぬ。勿論多くの尼僧の中には、一念随喜から発心してまずく求道の思いに止み難く、濁悪の世の塵垢を脱しようと真正正銘の尼僧として入道した者も少なくない。その中には仏門に身を寄せ乍ら環境の事情から、心ならずも年月を重ねる中に、尼僧生活に馴らされた者も多くあり、又出家得度の動機に就いては各人別々であると思う。

之等を時代相から見れば、ただ其の形のみは尼僧であっても、心は之に伴わなかつた者もあり、而も其の甚しきに至っては、離婚の一方便として暫くの間、尼僧としての生活を送る者が出るようになったのである。然し之では純潔な尼僧生活としての意義が全く無視されよう、我が国に於ける制度上の不備の悪影響が、尼僧と云う形で現われて之を利用するようになった、と云うことが出来る。

あの徳川時代に於ける鎌倉の東慶寺、上州徳川の満徳寺の如きは、盛んに縁切りを行ったもので、所謂縁切寺として特殊な寺法を定められてあった。之では尼が或る目的の為に利用されただけで、真の尼僧としての求道的情景を見る事は出来ない。遡って見れば、我が国では七世紀頃から必要に応じては僧を還俗させたものであった。乃ち僧とか尼僧が真の仏道修行せんが為に求道し、仏に誓願を立て、剃髮式を行うて、解脱し証悟せんとする純真さを醜惡な社会事情の為に利用され、このような制度の為に汚染されて終ったものである。

而し四衆の第二位たる尼僧（比丘尼）は乞士女とか、勤事女とか云う意味が現すように、上には無上の法を乞うて精進修養にいそしみ、下には乞食の方法によって身体の養を資け、斯くして正法に勤仕する者である筈であるのに、其の形のみが悪用されると云う類例もある事は実に歎わしい事である。

明治維新の改革に依って、明治五年四月二十五日付で、男僧に対し、太政官第百三十三号布告を以って、

「肉食・妻帯・蓄髮・勝手たるべきこと」

とされたように、尼僧に対し、明治六年一月二十二日付で、（祖滅一五九二）太政官第二十六号布告を以って、

「蓄髮・肉食・縁付・婦俗等勝手たるべし。」

と達せられたのである。

政府のこうした解放の布告は世法に依って、拘束していたのを緩めただけのもので、固より諸宗派の宗規には全く無関係の事であるから、仏弟子となった尼僧は、たとい国家の広義の制度とはいへ、尼僧教団の制裁にまかす事は固より云うまでもない事である。

尼僧の定義——尼僧とは四衆の中の比丘尼（梵語 *Bhikṣuṇī*）の事である。女僧の事で苾芻尼とも云い、乞士女・

勤事女と訳する。国語の「阿摩」は巴利語のアンマー (Amma) より来る。梵音アンバー (Amba) 母と訳す。女の出家受戒した者の通称である。尼僧の起源は三千年の昔に釈尊が姨母摩訶波闍波提の出家を許可されたのに始まり、勿論仏教史上最初の比丘尼である。

比丘とは男の出家受戒せるものの通称で、苾芻・焴芻・比呼とも云う。又、優婆塞とは仏教を信ずる俗人の男で、優婆夷とは、仏教を信ずる俗人の女を云うのである。

前述した如く尼僧は、その純潔さを汚すような感じの者もあるが、今ここで私達の云う所の尼僧とは、仏門の作法に依って、出家得度し、修行に専念している純情無垢の女性を指して謂うのである。

## 二 釈尊当時の比丘尼教団に就いて

釈尊当時の比丘尼教団が樹立されたのは、釈尊成道後何年であるか不明であるが、最初に仏陀の姨母摩訶波闍波提 (マハージャーパーティ) が出家を願った。その時はかなりの老人であったようである。成道後十五年間の雨期を釈迦国のニグローグ園で過された。恐らく阿難陀 (アーナンダ) 等の数人の釈迦族の子弟もこの後に出家している。摩訶波闍波提が最初に出家を願って拒絶されたのも、このニグローグ園であった。以上の事から考えれば、阿難陀等の出家と比丘尼教団の設立とは同年頃か、又比丘尼教団が、其の数年後かも知れない。と云うのは、比丘尼教団が許された時には、阿難陀が重要な役割を果している所を見れば、早くとも成道後二十年位になるのではないかと思う。

## 三 摩訶波闍波提と八敬重法の関係

釈尊は姨母の出家の願いを退けて、安居を終つて南方のヴェサーリ城外の大林精舎に居住した時、摩訶波闍波提は耶輸陀羅（釈尊の妃）等を始めとして多くの釈迦族の女達と共に、自ら髪を断ち法衣を身に纏い、ヴェサーリの釈尊の元へ来たのを見て、阿難陀が改めて摩訶波闍波提たちの出家を三回も願つたが、許されなかった。しかし阿難陀は諦めずに釈尊に、『婦人は悟りを得る事があるか。否か。』と尋ねた。所が、仏は、『婦人も阿羅漢になれる』と答えられたので、阿難陀は、『摩訶波闍波提が如何に釈尊の生育の為にお尽しになられたか、』を述べて、それに免じて彼女等の出家の許可を願つたので、釈尊は、『八敬重法を厳守するなり、』と婦人の出家を許されたのである。

八敬重法（八敬戒・八敬法・八尊師法・八不可越法・八不可過法とも云う）。とは、

一、百歳の比丘尼でも、今日出家した新比丘に対しても敬意を払うこと。

二、比丘尼は比丘のいない所に夏安居してはならぬ。

三、比丘尼は比丘に対して、半月ごとに比丘から布薩と教戒を受けるべきこと。

四、比丘尼は安居の最後の日に、比丘衆・比丘尼衆の当教団に対して、自恣をなすべきこと。（自恣とは、一諸に安居した人々が集つて、雨期三ヶ月間の行状に対して相互に反省し、罪過の行爲があれば遠慮なく自他共に告白し懺悔し合い、清浄な者には賞与を出すという儀式で、三ヶ月の相互学習の修了式・散会式ともいう）。

五、比丘尼が之等の条件を犯せば、両教団に対して、半月マナーナッタを行うべきこと。（マナーナッタとは、僧残の罪を犯した者が、ある期間その権利を奪われ、別住して衆僧の為に苦役に服すること）。

六、正学女が六戒を二ヶ年守つたら、両教団に対して比丘尼として出家を願うこと。（正学女とは、学法女・式叉摩那とも云い、出家したい既婚の婦人が、もし妊娠していたら、出産してその子が離乳・母親を離れるまでの

間を考へ、二ケ年の猶予を見て、その間を出家したまふ、不殺・不盜・不婬・不妄語・不飲酒・非時食の六戒を守る。その後には比丘尼として受戒する。

七、比丘尼は絶対に比丘を罵謗してはならない。

八、比丘尼は比丘に対して文句を云う事は出来ないが、比丘は比丘尼に関して云う事ができる。

これは男女の差別待遇を示すけれども、人間としての平等は認めた上で、当時の社会に於ける婦人の位置や態度に応じて制定されたものであって、比丘尼教団をなるべく清浄平和なものにしたいと云う念願から、八敬重法のようなものを規定されたものと私は思うのである。

要するに、比丘尼教団の成立は成道後早くはないが、もしも余り遅い年代とすれば、摩訶波闍波提の年が老齡すぎてこれも不可能となる故に、この成立は成道後十五年から二十年頃までの間に起つたものと想われる。

次に当時有名な比丘尼を挙げると、

イ、ウツバラウンナー。(神通第一)。一名蓮華色。ケーマーと共に比丘尼の範。

ロ、ケーマー。(智慧第一)。蓮華色ときわめて仲が良かった。

ハ、キサーゴータミー。(鹿衣第一)。貧者の娘。

ニ、ダンマデインナー。(説法第一)。法樂比丘尼経で有名である。釈尊にその智慧を讃称された程である。

ホ、バターチャラー。(持律第一)。暴風雨の為に夫と二児を失ひ、両親兄弟をも一度に死別したので入信の動機となる。

へ、パッダカピラーニ。仏教以前のバラモン教の遊行女であったが、仏教に比丘尼教団が設けられると、この

教団に入った。

(遊行女とは、仏教以前からバラモン教にあった婦人の出家者である。伝道の為に各地を巡回布教して歩く女の事である。)

以上で簡単に「釈尊当時の比丘尼教団に就いて、」を終わる事とする。

#### 四 我が国に於ける仏教伝来当時の比丘尼

我が国最初の出家得度者は比丘尼である。日本仏教史並に比丘尼史には

「我が国で比丘尼を見たのは、敏達天皇の丁酉六年十一月一日(西五七七)に、百濟国から、律師・禪師・呪禁師・造仏工・造寺工と共に比丘尼(善信尼)を朝献したのに初まっている。勿論仏教はそれより以前に我が国に伝来して来たのである。」

その初伝仏教の年代に就いて次の六説がある。

- 一、継体天皇十六年(西五二二)。扶桑略記に延暦寺禪岑の法華経記を引く。(それ以前にもあったと思われる。)
- 二、宣化天皇午戌三年。東大寺凝然大德著。三國仏法僧通録記ニ審祥ノ記ヲ引ク。
- 三、欽明天皇戊壬三年十月。一代要記「三年十月十三日、從百濟国ニ阿弥陀三尊浮波到來ニ撰津難波津ニ仏像最初也。」

四、欽明天皇戊午七年。法王帝説。——重要。

五、欽明天皇乙申六年九月。八宗綱要、帝王編年記。

六、欽明天皇壬申十三年十月。日本書記。伝教大師（正史）

この伝説で最も有力なのは、戊午渡来説で、改訂紀年に依ると、この戊午は欽明天皇七年（西、五三八）に相当する。と日本仏教史にあり、この説が正しいとの松木本興先生の御講義であった。

私もこの説を信じたい。我が国最初の得度者は善信尼（日本仏教史・世界人名辞典・比丘尼史等）である事が明記されている。

善信尼は、「敏達天皇十三年甲辰九月（西、五八四）に司馬達等の娘、島女が出家した。島女は善信尼と称し、年十一才であった。何故善信尼が出家するに至ったかと云うと、蘇我馬子は池辺直水田イケノヘノアツミノタと云う人に、深く仏教を信仰し修行する者を捜し求めさせた折柄、高麗僧の恵便が、還俗して播磨国（兵庫県）に居るのを見出し、馬子は恵便を師として娘、島を剃髪し善信尼と称えさしてから、漢人夜菩提の娘、豊女（禪蔵尼）・錦織壺の娘、石女（恵善尼）の二人を得度して善信尼の弟子としたのである。これが我が国に於ける出家の最初である。蘇我氏の姉仏を中心として物部・守屋との間に何かにつけて問題を絡んで争いが絶えなかったのである。即ち馬子が病氣した時も、又天下に疾病が行われて多くの死者が出た時も、仏像礼拝の事を中心に意見が合わず、遂に物部守屋は仏殿に火を放ち、仏像を焼き、而も之を難波の堀江に乗せて了まい、その上善信尼等と呼び、其の三衣を奪い、之を海石榴市亭ウヅリノチノツツヤに禁錮し、楚撻したのである。其の後天下に疾病が盛行した時に之は仏像投毀の事が禍いするものであるとして、馬子は仏法僧の三宝に帰仰する事に依って之を救治せねばならぬと、天皇に之を奏言した所、之を容れさせられ、馬子独り仏法を修行し、他の者は之に関しないこととせられたのである。早速拘禁して置いた善信尼等を馬子に選したのである。馬子は大変歓悦して三尼を頭礼して新たに精舎を建てて、迎え入れて供養したのである。

斯くの如く我が国に於いて仏教を興隆するに、最も大切な僧室は善信尼等の尼僧に始まったのである。

日本仏教史の中に、「崇峻天皇元年（西五八八）には百濟から僧侶の外に、寺工・露盤博士・瓦博士・画工等の技術家が送られ、また先に出家した善信尼は始めて百濟に赴いて、戒法を授業し、同天皇の庚戌三年三月（西五九〇）に帰朝して多くの尼僧が度せられた。」

とある如く、其の後の尼僧は仏道修行について幾多の難苦を重ね、仏法興隆に努力した事に依つて次第に出家得度者が増加した事は云うまでもない。善信尼等の得度は敏達天皇十三年（西五八二）であつて、推古天皇三十二年九月三日（西六二三）には尼僧五百六十九人を数うるに至つた。其の間、僅か四十年である。

当時の権臣間に於ける勢力争いが新しい宗教に対して大變影響したので、仏教の根底が余程しっかりした所がない以上、この様な仏教の興隆は見られないが、善信尼等の信仰と持戒とは、遂に我が国に於ける仏教隆盛の根底を形成する事が出来たのである。仏教の興隆と共に尼僧が増加すれば、従つて之を取締る所の機関・規則が設けられる事は当然である。比丘尼史に依れば、

「推古天皇三十二年（西六二三）には、僧正（僧侶の官名）・僧都・法頭という職を置き、寺及び僧尼を檢校せしめたのである。斯くして天武天皇の白鳳八年（西六七九）には僧尼の儀式・法服・僕馬往來の制度を定められたので、其の後の尼僧が修行に就いて便宜を得、又仏法を増隆する方法に関して、諸般の施設が行われたのである。後年尼僧に関する種々の事柄を規定し、編纂された僧尼令の中の主な事項を挙げて、尼僧と男僧と共に定められたのである。」

又日本仏教史の中には、



「当時、推古天皇三十二年の僧尼は、治部省―玄蕃寮―僧綱―三綱―僧尼という順に統制された。」とある如く、大化改新を経て国家的奨励と大きな国家的保護の下に益々隆盛に至り政教一致の理想が具像化されたのである。即ち其の犯罪の軽重に依って苦使・選俗・律の処分等に分れている。この当時は僧寺・尼寺の制度は極めて嚴格で、或る事情以外には尼僧は蓋に僧寺に入ってはならぬ事を規定してある。国家の造立である国分寺（尼寺）と、金光明四天王護国寺（男寺）とが、法華滅罪の寺としてあり、その区別が明確に立てて居ったのである。其の当時の尼僧は如何なる条件の下に養育され、仏教の爲に尽したかという事は僧と同様に僧尼令に依って規範が設けられていた。即ち得度者の学習の經典、入門の年令、所屬の宗門等に関して嚴重な制度が立てられてあった。

要するにこの時代は僧寺・尼寺の制度、出家者の条件たる入門の年令、学習の經典、尼僧の威儀、即ち生活必需品として如何なる物質を提供したかという事は当時に於いては大變重要な事であつたと私は思うのである。

次に僧尼令の中の尼僧に關係する規定の主な事項を述べることにする。（比丘尼史）

一、尼僧は僧と同じように、玄象を觀て災祥を説き、國家を論じ、百姓を妖惑し、兵書を習説する事が出来ないものである、而して又人を殺したり、奸盜したり及び聖道を得たりと詐稱する者は法律に依って罪を科することに於て居る。

一、尼僧は僧と同じように、吉凶を卜相し、佛法に依って呪を持し病を救ふ以外に於ては、小道巫術に依って療病する事が出来ない事になって居る。若し之を犯す時は選俗せしめるのである。

一、尼僧は僧と同じように、選俗する場合には夫れ〳〵一定の手續きを履む事になって居るが、若し申告しない場合には隠匿の日数に依って五十日又は六十日以上以上の苦使に処することになって居る。

一、尼僧は僧と同じように、或は三宝物を官人に餉遺し、或は朋党を合構し、或は徒衆を擾亂し、及び三綱を罵辱し、長宿を凌突する如き事あらば百日の苦使に処する事になって居る。

二、尼僧は僧と同じように、寺院以外に道場を立て、教化し、福罪を説くような事が出来ない事になって居る、而し此等に関する規定を犯し、又長宿を凌突するが如き事あれば還俗せしめる事になって居る。

一、尼僧たる者が、供侍者を置く場合には、姉女子の請願者のみに限り之を聽す事になって居る。

一、尼僧は僧と同じように、酒を飲んだり、肉を食ったり、五辛を服したりするときは、三十日苦使の処分をされる事になって居る。又酒を飲んで乱酔し、人と闘打するような事があれば還俗の処分をされる事になって居る。

一、尼僧は僧と同じようにに訟論を行ふ場合に所司に縁らずして表啓を上り、官家を擾亂して妄りに相囑請する者は五十日の苦使に処せられる事になって居る、而して又再犯者は百日の苦使に処せられるのである。

一、尼僧は僧と同じように、音楽を作し、博戯するような事があれば百日の苦使に処せられる事になって居る。

一、尼僧は僧と同じように、其の法服として木蘭、青碧、皂、黄及び壊色の物に限って之を被着する事が出来るが、是等以外の色及び綾、羅、錦、綺の類を着る事は出来ない事になって居る。若し之れを違犯すれば、十日間苦使されるのである。及俗衣を着た場合には百日苦使される事になって居る。

一、尼僧が其の住房に男夫を一日乃至四日の間宿泊せしめた場合には十日苦使し、五日乃至九日の間滞宿せしめた場合には三十日苦使し、十日以上滞宿せしめた場合には百日苦使する事になって居る。

一、尼僧は師主を覬省するとか、看病するとか、学問する以外、特に聽許された場合の外は、僧寺に入る事が出来ない事になって居る。

一、尼僧は僧と同じように、詐って其の法名を他に移すようなことがあれば、選俗せしめられ、律に依って科罪される事になって居る。

一、尼僧と同じように、私に園宅財物を蓄い、又興販出息する事が出来ない事になって居る。

一、私度者にして尼僧たる事を冒名する者は之れを選俗せしめ、仍ほ法服を被着する者は律に依って科断する事になつて居る。

一、尼僧は僧と同じように、俗人に仏像経卷を付して教化せしめるような事をすれば百日の苦使に処せられる事になつて居る。

一、尼僧は僧と同じように、百日苦使の刑に処せられる事三度以上に及ぶ時は他国の寺院に配属される事になつて居る。

一、尼僧は僧と同じように、焚身、捨身の事を行ふ事が出来ない事になつて居る、而も若し之れを違犯せば律に依つて科罪される事になつて居る。

前に述べた所の法華滅罪之寺に居住する尼僧の行事は、(日本仏教史)には、

「毎月八日には必ず最勝王経を転読し、月半に至る毎に戒羯磨を説誦する事になつていた。」と出て居る。又、比丘尼史には、

「元来此の寺の造営は偏に天神地祇の和順を願ひ慶福を招来して、国家安泰を期すると共に、我が国開闢以来の先帝尊靈悉く珠林にいでまして同じく宝刹に遊び、又御同親の方々が浄土に陪遊する事を願つた。」とあり、その徹底した信仰・修行生活であつた。従つて此の時代に寺を建立する時には、財物を施し、寺男を置き寺田の耕作経営に就

いて保護し、先度の尼十人、後度尼十人、合せて二十人を置いて布施供養して、先度の尼の中で一人死ねば、勅定に随つて之を補充する事になって居る。このような事は、称徳天皇の天平神護二年八月二十八日（西七六六）の定めであるが、更に、神護景雲元年一月十二日（西七六七）には国分尼寺在住の尼僧が米塩を除く外、優遇のない事を遺憾として、勅令を出して、醬・酢・雑菜等を供養する事にしたようである。

仏教史より見れば、尼僧は国家安泰を祈る為に尽したものであるから、其の生活必需品である、住房・食料・衣服等は国家が支給したのである。食事及び衣服に就いては、当時の僧衣の地質・色合・仕立て方等に関しては最後に述べる事にする。尼僧の生活規律から云う時は、被服は固より簡素な物が良いとしてあるが、時代の変遷に随つて必ずしもそうばかりではない。と私は思う。

前に述べたように男僧と同様に尼僧に対して相当の優遇をすると共に保護したのであるから、其の行持に就いて屢々禁令を出し之を取締つた事は勿論である。即ち舒明天皇の五年に僧尼道士の父母を尊敬する事を停め、又養老四年十二月二十五日には転経唱礼の訛癖を改める為に漢人道榮、学問僧勝暁等の説曲を基準として余音を停むる事としたのである。その当時の尼僧は——徒に自己流の別音異譜を出して、終りには俗人化するような状態だったので、遂に詛正の禁令を出すに至つた。斯くして一時は正音を見るようになったのであるが、何時の間にか訛音を出すようになって、延暦二年十一月六日には、（西七八三）

「此年の間、僧尼の懺座に、妄りに哀音を発し、蕩逸高く叫ぶ、但に俗中の耳を厭はしむるのみに非ず、抑も亦真隆の趣に乖く如し、改正せずんば何んが法門を肅さん、宜しく有司に仰せて彼の濫唱を遏むべし。」と出して居るようになつたのである。即ち声明の仕方が甚しく乱れた事が解かる。

次に当時の行持に就いて見ると、僧尼令第一条に、「尼僧は僧と同じように、聖道を得たりと詐称して百姓を妖惑するが如き事あらば、僧尼令に依って嚴科を処する事になって居る。」ところが尼僧の中には淺識輕智の者が戒律を持たず巧に罪福の因果を説いたり、身を害し、指を焼いて妖訛をするようになったので、その犯者には杖百及び杖八十に科罪することゝしたのである。又尼僧は寺院以外に道場を立て、教化する事は出来ない事になって居る。此の事は僧尼令第五に禁じてあるが、延暦四年五月二十五日には「僧尼の里舎に出入するを禁断する事。」という官符を下して、若し之れを犯せば外国に擯出する事としたのである。而し斯ういう規定の実行は中々困難なものであるから、延暦十四年（西七九六）には勅命を下して、「未だ避ひ悛むること有らず、違犯弥々衆し、夫れ落髮して俗を遜るゝは本と修道の爲なり、而も浮濫此くの如し、選て仏教を破る、徒に法門を汗穢するのみに非ず、実に亦国乱す、僧網率ゐて之れを正さば誰か敢て従はざらん、宜しく重ねて教諭して更に然ることを得ざれ。」と制誡されたのであるがとかく乱れ勝ちになつたもので、延暦十六年にも、同じく十七年にも尼僧の修道に就いての反省、濫行を改悛さす事、僧行以外の所業を慎むことに關して制令を下したようである。このように尼僧の生活規律の上に寺院を基礎として其の制度が設けられ、又種々に変改されたのであるが、其の変改を重ねるに随つて時代／＼に適應する所の制度が改定されたものである。このようにして次第に學解に精進する尼僧が出るようになり、修道に勵む尼僧の内面的な結果である。

## 五 皇室關係の尼僧について

日本仏教史には、「聖徳太子建立と伝える寺院は頗る多い。しかし（法王帝説）には、太子に關係あるものとし

て、四天王寺・法隆寺・中宮寺（中宮尼寺）・橘寺（菩提寺）・蜂立寺（広隆寺）・池後寺（岡本寺又は法起寺）・葛木寺（葛木尼寺）の七ヶ寺を挙げてゐる。」とあり、当時、有名な七ヶ寺の中に尼寺として二ヶ寺も創立されてゐる処を見れば、太子の仏教に深い理解を持たれ、慈悲や惠聡について仏教を研鑽し、最初に国是として仏法興隆の令を發せられた程である。

実に恐れ多い事には皇室に於いても婦仏の念が篤かつた為に、皇后・中宮・内親王の御方々が多く仏戒を受けられた事である。宮中に於ける当時の仏教儀式の盛んであつた事、また受戒せられた御方々は、孝徳天皇の白雉二年十二月には僧と尼と合せて二千余人を官中に請じ、一切経を讀まして燃灯供養したのであるし、又同三年には天下の僧と尼僧とを内裏に請じて設斎燃灯したのである。天武天皇の白鳳三年四月には僧と尼僧と合せて二千四百余人を請じて齋會を設けたのである。此のような法儀を宮中儀式として行つた事を見ても、国家と仏教との關係が如何に親密であつたか知る事が出来る。この当時の人口の割合から見ると、二千余人とは夥しい数であると思う。其の數を見ても、如何に仏教が旺盛であつたか知る事が出来る。天武天皇の時代には、僧尼の宮中の出入、其の他に就いて服色駕從の制を定め、又僧尼の療養の法を設けられたのである。更に當時に於ける皇室の仏教婦仰の有様を見れば、光明皇后が、行基菩薩に随つて受戒し、法号を萬福と称せられ、又皇太夫人宮子も行基に随つて受戒し、徳満と称せられ、嵯峨皇后が受戒して檀林皇后と称せられた事や、其の他嵯峨天皇の正子内親王、繁子内親王の受戒、又、淳和皇后の受戒等、皇后・中宮・内親王等の多數が受戒せられたのである。斯ういふような入道の盛儀を見るに至つたのは、一には仏教が我が国民上下の信仰するところとなつた為で、斯くの如く多數の入道者を見るに至つたのである。かゝる盛儀を來すに至つたのは、敏達天皇の時代に百濟へ比丘尼を朝獻した事に端を發したと言えよう。

思うに、我が国に於ける最初の得度者は尼僧（善信尼）であつて、これに依つて、我が国の仏教は開けたようなものであると云う事が出来よう。現代の尼僧に於いても、あの摩訶波闍波提や善信尼たちの辛苦と強信の意志を継承して、益々精進し人格の向上にはげみ、異体同心を以つて国家安泰の御祈念と宗門興隆に邁進すべき事を痛切に感ずるものである。

最後に称徳天皇時代に制定された食料・被服等に就いて述べて終る事にする。

一、食料品中雑菜として、海藻・海松・凝菜・紫菜・布乃利・昆布・細昆布・和布・荒布・廉角・於期菜等いわゆる奥津藻菜・辺津藻菜の類、穀類では米・糯米・黍・小麦・大豆・大角豆・小豆・胡麻子等其の他、蔬菜の瓜・茄子・薤・蘆飯・茗荷の類、水草としては蓼・根菜・荆根この他、調味料としては未醬・醬・滓醬・酢・糟等を支給したものである。

二、尼僧の衣服に就いては、梵網経其の他に、地質・染色・製法其の他使用方法に就いて述べてある。斯ういう事は国土々々の風俗に依つて自ら其の形を異にするものであるから、我が国に於いては日本特有の形状を用いた跡を見る事が出来る。彼の義海撰の「仏像幞幘義箋註」三卷、「仏像幞幘義図説」二卷、僧濤鳳譚撰の「仏門衣服正義編」二卷、光国撰の「僧服正檢」三卷、亮快存心撰の「顕密威儀便覽」二卷、「顕密威儀便覽編」二卷、而山慈方撰の「釈氏法衣訓」一卷、道光撰の「絵衣光儀」二卷、敬光撰の大乗比丘十八物図一卷、義聞撰の「十八種物図便家鈔」一卷、普寂撰の「六物弁」一卷、僧尼令其の他から僧衣の事を抄録した「僧服集要」一卷、藤原永行撰の「法体装束事付童体装束事」一卷、隆源撰の「法中装束事」一卷、清原経覧撰の「釈家装束式」一卷、上司延興撰の「南都僧俗職服記」、仙祐撰の「比丘六物図私抄」三卷、日遠撰の「比丘六物図私記」一卷、飲光撰

の「方服図儀」二巻、「根本説一切有部衣相略要」一巻、盛典撰の「聖道衣料編」二巻、亀海撰の「決正祇支編」一巻、黙室撰の「法服格正」一巻、大玄述の「蓮門小子訓」一巻、養存撰の「仏祖袈裟考」一巻、定珍撰の「素絹記」一巻、上田照遍撰の「南山律宗袈裟禁網順正編」一巻、「著衣顯正録」一巻、卓善撰の「仏聴帽子編」一巻、諦忍撰の「坐具顯正録」一巻、尊澄親王御衣体之制法条々を録した「衣体之制法」正安・延文・応安・応永・長享時代に於ける道服其の他の事を録せる「法体装束雜事」、永願撰の「法中時用装束集」、常覚阿闍梨の撰集と称せられる「釈家法服記」一巻、天台宗の衣体の事を述べた「山門僧服考」一巻、興福寺、延暦寺の衣体の事を述べた「南都北嶺兩寺法服記」一巻、弘仁格其の他に就いて僧衣の事を述べた「法中衣服抄」一巻、僧綱其の他の被服に就いて述べた「法中装束抄」一巻、前大僧正実観述と称せられる「僧官僧服記」一巻、慈広撰の「僧綱衣裘珠考」一巻、密門撰の「真言宗持物図釈」一巻、自極撰の「三十二相頤要鈔」三巻等に就いて見れば、僧衣の地質、色合、仕立方等に関して其の詳細を知る事が出来るのである。

参考資料

- 1、釈尊の生涯 水野弘元著
- 2、仏教大辞典 織田得能著
- 3、世界人名辞典（東洋篇） 大橋勇夫著
- 4、日本仏教史 龍谷大孝著
- 5、日本仏教史 山崎精華著
- 6、日本仏教史ノート参照 松木本興師講義
- 7、仏教大年表 望月信亨著
- 8、比丘尼史 荒木良仙著
- 9、法華辞典
- 10、日本年代表 中教出版
- 11、日本仏家人名辞書 浅野素弘著
- 12、聖徳太子と馬子の史実

（以上）